

1. 工事名称

大塚地内⑦-1, 2, 3, 4 工区水道管布設替工事

2. 工事概要

水道管布設替工事

⑦-1, 2 路線	HPPE φ 75	L=396.5m
添架形式水管橋	SUS80A	1 箇所
⑦-3, 4 路線	HPPE φ 75	L=355.8m
仮設配管		1 式
消火栓		5 基
給水切替工事		1 式

3. 工事の範囲

本工事の範囲を前項 2. 工事概要及び別紙「設計図書」に示す。

4. 前項 3. 2「共通仕様書」を補足する事項

項目番号は「水道工事標準仕様書」及び「岐阜県共通仕様書」に従う。

1 総 則

1. 1. 4 疑義の解釈

設計図書において疑義のある場合、入札者は入札前に文書で質問し、これを確認すること。契約後は原則として甲の指示に従う。

1. 1. 5 書類の提出

「岐阜県共通仕様書」による。

1. 1. 8 工事实績情報の作成・登録

コリンズへの登録

1. 1. 12 現場代理人

現場代理人は、工事現場に常駐し

(1) 甲の指示に従い工事現場の取締り、工事に関するいっさいの事項を処理する。尚各現場ごとに必ず担当者を配し、それぞれ処理させると共に甲の主催する工程会議に必ず出席する。

(2) 甲と密接な連絡をとり、工事の円滑、迅速な進行を計る。

(3) 「提出書類一覧表」の書類と、その他必要な書類の作成に従事する専任の職員を配置する。

現場代理人及び主任技術者は別の者を選任し、町が不適当と認めた場合は、受注者は直ちに適任者と交代させ工事に支障をきたさないように処理する。

1. 1. 16 受注者（以下乙）の費用負担

(1) 設計図書に明記されていないもので、維持管理上、工事施工上当然必要とするもの

(2) 第 3 者に与えた補償費及び手戻り工事に要する費用

(3) 工場製作等により検査を行う費用

(4) 現場事務用地、材料置場等の役務費用

1. 1. 25 保証期間

(1) 給水開始後 2 年間

1. 1. 26 契約変更

契約変更の必要が生じたとき、乙は甲の指示により

(1) 変更数量内訳書-----金抜設計書変更後に記入

(2) 数量計算書-----原設計数量計算書は貸与

(3) 設計図-----原設計に赤書き及び原図を修正したもの を提出する事。

変更金額は甲の方法による。

1. 1. 27 軽微な変更

軽微な変更が生じたときは、岐阜県建設工事事務処理要項に基づき、甲の処理に基づき実施する。

1. 2 安全管理

- (1) 乙は、工事現場に工事名、工期、事業主体及び工事施工者の住所、氏名等の標示板を建てなければならない。（工事に係る所定の標示板が定められている場合はその基準による。）
- (2) 乙は、当該工事において工種及び規模による関係法令等に基づいた所定の安全管理に関する手続きをし、工事用資材等の輸送、工事箇所及び周辺部に対する安全計画又は防災計画を立てて、監督員に提出し、該当箇所については適切な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、隣接して、又は同一場所において別途工事と競合する場合は相互に協議して紛争を起こさない様措置しなければならない。

1. 2. 6 現場の整理整頓

- (1) 乙は、作業を行わない時は道路上に機械器具、土砂等を放置してはならない。
- (2) 工事に伴い田畑、水路等に飛散した土砂については、すみやかに処理すること

1. 3 工事用設備等

1. 3. 1 現場詰所及び材料置場等

- (1) 受注者は現場事務所を設け電話等を設備し、常に町との連絡を密にするため、係員を常駐させるものとする。

1. 4 工事施工

1. 4. 2 事前調査

- (1) 工事着工前に必ず測点を復旧し、これの控えを設けるものとする。

1. 4. 4 現場付近居住者への説明

乙は、地域の事情を考慮し、工事区間、工事時期を工事に着手する一定期間前までに関係者に説明を行うものとする。

1. 4. 10 工事記録写真

- (1) 施工後明視出来ない箇所の測定、撮影
測定及び写真が不鮮明な場合、再撮影あるいは出来高として認めないこともある。

2. 材料

2. 1. 1 材料の規格

原則として JIS 及び JWWA 規格品並びにこれらの準拠品とする。

メーカー規格等の製品について

日本水道協会の検査を受け、この証明書を出し得るものとする。検査内容は規格品に準拠して検査をできる範囲とする。

従って、弁きょ等準拠する規格のないものについては、社内試験及び町の工事検査を行うものとする。

2. 1. 2 材料の検査

- (1) 材料検査願（県様式）を提出し、甲の立合いの上、検査を受ける。検査願には材料名、数量、その他必要事項を必ず記入すること。
- (2) 検査は全数検査とし、工事工程を考慮の上、極力数量をまとめて検査を受けること。

2. 4. 3 本工事に使用するコンクリートの品質は JIS A 5308 に規定するものとし、岐阜県が指定する生コンクリート製造工場品を使用する。

4. 管布設工事

4. 1. 4 土留工

- (1) 土質が不良等、素掘りでは危険と判断された場合、土留工等適当な対策を講ずるものとする。

4. 1. 6 残土処分

残土の処分先については、金山残土処分場⑦（岐阜県下呂市金山町菅田笹洞字瀬熊 2965 番地 1 他 40 筆）とする。処分先の変更がある場合は、事前に町の承諾を得ること。アスファルトガラは、岐阜県が許可した工場で処分するものとし、これを証明できる書類を提出する。

4. 1. 10 管布設工

- (1) 図面に特記なき限りダクティル铸铁管異形管及びこれに接続する受口、一体化長の中に含まれる継手は、離脱防止性能 A 級を有するものとする。
- (2) PEP 管の直管および異形管の受口は、メカニカル継手部を除き全て融着接合とする。

4. 1. 19 水圧試験

- (1) 管の水圧試験は次の仕様で行う。
管内の圧力を 0.75MPa (7.5kgf/cm^2) 以上の一定圧力に保持し、24 時間後の圧力が 0.60MPa 以上あれば合格とする。
試験結果は測定結果(自記記録)とともに「水圧試験報告書」の様式で提出する。
- (2) 管内充水に必要な費用は受注者の負担とする。

4. 1. 20 埋戻し工

埋戻しは片埋めにならないように注意しながら、均し厚さ 30cm 以下ごとに十分締固めなければならない。溝内が水浸している場合には、排水完了後でなければ埋戻しを行ってはならない。発生土を流用する場合は、発生土の良質部分を用いること。管下は異物が当たらないよう、ていねいに床均しを行う。管廻りは管上 10cm まで保護砂を埋戻すが、締固めは管本体に支障のないよう慎重に締固めること。

4. 1. 31 管明示工

埋設部には埋設標示シート（ダブル巾 150mm）を布設するものとする。
管明示テープは、管頂に貼り、胴巻きは 4 m 以下 3 箇所／本、5 m は 4 箇所／本とする。

5 制水弁等付属設置工事

5. 1 一般事項

- (1) 仕切弁設置位置は、図示無き場合、交差点外設置するものとし、このための切管は極力避けるものとする。
- (2) 消火栓位置は、係員の指示により決定する。

5. 布設に関する資格について

本管布設については、水道配水用ポリエチレン配管施工講習の受講を有した者を 1 名以上置くこと。（請負業者又は下請業者）

施工計画書提出時に受講証の写しを提出すること。

6. 仮舗装工について

仮舗装工は、施工した分を原則当日中に行うこと。